



～ お正月の豆知識 ～

お年玉のポチ袋の「ポチ」って？ ⇒「これっぽちですが」「少ないですが」の「ぽちち」の意味からきています。

「祝い箸」の両端はなぜ丸いの？ ⇒お正月は備えた食べ物を歳神様と一緒にいただく、「神人共食」の日。

両端が細くなっているのは、片方を「神様」、もう片方を「人」が使うためだそうです。祝い箸の材質には、昔から「神が宿る霊木」とされてきた“柳の木”が用いられます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

【交際費課税の特例措置の見直しについて】

12月12日に、与党の**平成26年度税制改正大綱**がとりまとめられましたね。

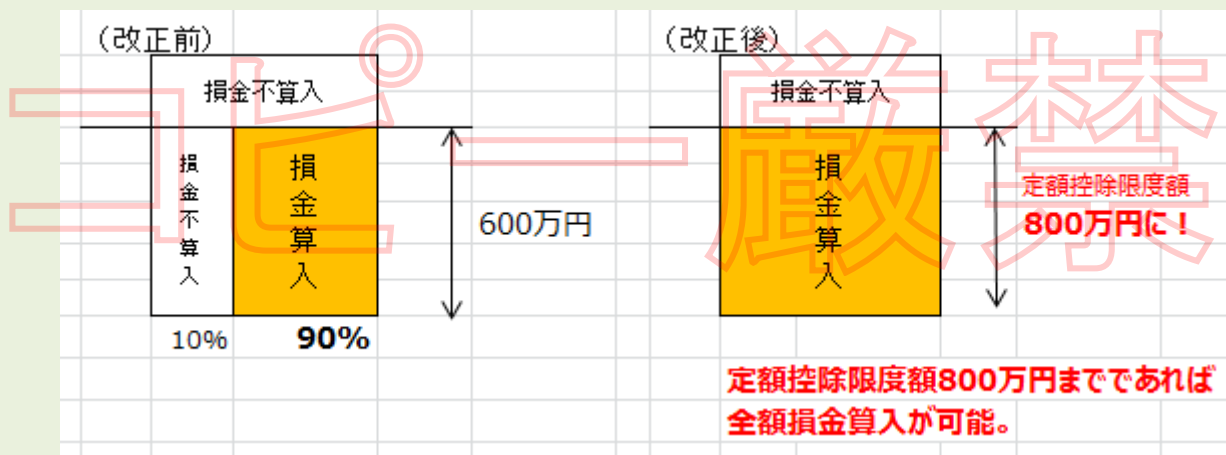
このうち、交際費課税の特例制度の見直しについて、ご紹介します。

平成25年度税制改正の内容

従前では、中小企業（資本金1億円以下）が支出した交際費のうち、600万円に達するまでの金額の90%が損金算入できましたが、

改正後は、定額控除限度額が600万円から800万円に拡大され、かつ、800万円に達するまでの金額のうち、全額(100%)が損金として認められることになりました。

交際費等の経費は、中小企業の事業活動に必要な不可欠なものであり、飲食等の支出による消費の拡大によって経済の活性化にもつながることから、考えられた特例措置です。



※飲食費のほか、飲食費以外（得意先への慶弔費など）も損金算入可能。

平成26年度税制改正では？

① 上記特例の適用期限について、従来の適用期限が**2年延長**されることとなりました。

従来：平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 において支出した交際費等の額に適用。

改正後：平成25年4月1日～**平成28年3月31日** //

② 大企業の交際費（飲食費が対象）の**50%が非課税**に。

大企業（資本金1億円超）についても、交際費について、50%まで損金算入が認められることとなりました。

（※上限は設けられていない。飲食のために支出する費用が対象。また、社内接待費は除く。）

適用期限：平成25年4月1日～**平成28年3月31日**までの間に開始する事業年度

③ 中小企業は、**有利な方を選択**できます。

交際費800万円まで全額損金算入

or

飲食接待費の50%損金算入



-商品券が余った-

経理メモ

在庫は資産計上します

「お歳暮」や「お年賀」で、得意先へモノをお送りすることが多い時期ですが、普段のビジネスシーンでも、何かの謝礼として商品券やビール券を渡すケースも少なくありません。

商品券やビール券を事前に多く購入しておき、期末時点で手元に残った場合**資産計上扱い**となりますので在庫の有無をご確認ください。

-確定申告の医療費控除-

経理メモ

未払いの医療費は？

医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に**実際に支払った金額**に限られています。その年中に治療が終わっていても、**未払となっている医療費は、その年の医療費控除の対象とはなりません。**なお、クレジットで支払う場合で、例えば12月末にカード払いした治療費が翌年1月に口座引落される場合、25年度中の医療費に含めることができます。

弊所は、

経営革新等支援機関に認定されております。

※経営革新等支援機関とは、中小企業の方が安心して経営相談等を受けられる様、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。お気軽にご相談ください。



～ 設備投資をお考えの皆さま ～

<商業・サービス業・農林水産業活性化税制>

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除)

消費税の2段階の引き上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業の設備投資を支援するための措置が創設されています(平成25年度税制改正)。この制度を活用することで、設備を使い始めた年度の**減価償却費を増やす(30%の特別償却)か、税額の控除(7%)**を受けることができ、**事業に使用し始めた事業年度の納税額を少なく**することができます。

税制措置の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等

適用期限：平成25年4月1日

～平成27年3月31日

「個人」：常時使用する従業員の数が1000人以下の個人事業者

「法人」：資本金の額が1億円以下の法人

(資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く。)

従業員が1000人以下の資本を有しない法人

「その他」：商店街振興組合、中小企業等協同組合など

適用要件 ※すべての要件を満たすこと

- 経営革新等支援機関等から経営改善の指導及び助言を受けていること
 - 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、税制措置を受けようとする設備が記載されていること
 - 上記の「書類」に記載された設備を実際に取得し、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること
- なお、「建物付属設備」で60万円以上、「器具備品」で30万円以上ものであることが必要です。また、**中古品は対象になりません。**

税制措置の内容

取得価格の**30%の特別償却**又は取得価格の**7%の税額控除**を選択適用

※税額控除は個人事業者又は資本金3000万円以下の法人のみ選択可能。

※税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%が限度となります。

今月のあなたの運勢

血液型編

A型	B型	O型	AB型
無理な仕事を押しつけられたり何かと困惑しそうな運勢。落ち着いて対処すれば乗り切れます！	順調そうに見えて内実は不満の多い一ヶ月になりそう。心の平安を第一と考えて行動しましょう！	新しいことに挑戦するのに良い月。経験値を増やすとさらに運勢がUP！勇気を出して行動しよう。	慌ただし一ヶ月になりそうですが、家庭の平和に心を配ると吉です☆ラッキーカラーはグリーン。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp

お雑煮



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。